

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年10月3日

京都市長 松井孝治

京都市規則第30号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年10月3日京都市条例第9号）
の施行期日は、令和8年3月1日とする。

（行財政局税務部税制課）